

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する 指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

平成27年3月4日
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

指定障害福祉サービス事業者である合同会社SP24に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項の規定に基づく行政処分を平成27年3月4日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法人名： 合同会社 SP24
代表者名： 代表社員 白戸 みどり
所在地： 旭川市神居6条1丁目1番13号

(2) 事業所

事業所名： 居宅介護・重度訪問介護事業所 ライフ24
所在地： 旭川市神居6条1丁目1番13号
サービス種類： 居宅介護及び重度訪問介護
指定年月日： 平成21年1月23日

3 処分内容

- ・指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消す。
サービス種類： 居宅介護及び重度訪問介護
根拠法令： 障害者総合支援法第50条第1項第5号
指定取消年月日： 平成27年3月31日

4 処分の原因となる事実

(1) 居宅介護

- ア 平成25年7月から平成26年1月までの期間及び平成26年4月に、指定居宅介護のサービスを提供していないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求した。
- イ 平成25年5月から平成26年2月までの期間及び平成26年4月に、居宅介護計画で定めたサービス提供時間及び実際にサービス提供に要した時間よりも多い時間数による所定単位数で介護給付費を算定することによって、介護給付費を不正に請求した。
- ウ 平成25年6月から平成26年1月まで及び平成26年3月から同年4月までの期間、指定居宅介護のサービス提供記録等の介護給付費算定に必要な書類を作成せずに、介護給付費を不正に請求した。
- エ 平成25年10月から平成26年5月までの期間、同居家族に対する指定居宅介護のサービス提供が禁止されていると知りながら、従業者に、その同居家族である利用者にサービス提供させ、介護給付費を不正に請求した。

(2) 重度訪問介護

- ア 平成25年9月及び平成26年4月に、指定重度訪問介護のサービスを提供していないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求した。
- イ 平成25年9月に、重度訪問介護計画で定めたサービス提供時間及び実際にサービス提供に要した時間よりも多い時間数による所定単位数で介護給付費を算定することによって、介護給付費を不正に請求した。
- ウ 平成25年9月に、指定重度訪問介護のサービス提供記録等の介護給付費算定に必要な書類を作成せずに、介護給付費を不正に請求した。
- エ 平成25年4月から平成26年5月までの期間、同居家族に対する指定重度訪問介護のサービス提供が禁止されていると知りながら、従業者に、その同居家族である利用者にサービス提供させ、介護給付費を不正に請求した。